

「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ

平成 23 年 12 月 6 日

1. 基本的考え方：機能の維持・充実

(独)国民生活センターは、消費者問題の中核的实施機関として、支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報、裁判外紛争解決手続(ADR)等の機能を担っている。

(独)国民生活センターの各機能は、支援相談を中心に相互補完性を有し、これらが一体となって地方消費者行政の支援機能を果たしている。

今日求められている消費者行政全体の強化のためには、国家財政の深刻な状況の中で、これらの機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていく必要がある。

2. 見直しにおいて踏まえるべき視点

- (1) (独)国民生活センターが消費者問題の中核的实施機関としての役割を担っていることを踏まえ、(独)国民生活センターの各機能を強化する観点から効率的に体制整備を行うこと。それを踏まえ、必要な人員を確保すること。
- (2) 各機能においては、柔軟性・機動性を確保しつつ、地方消費者行政の現場と密接に結びつきながら、消費者目線に立った対応を行うことが重要。このため、現在の独立行政法人制度のもとで国民生活センターが持ってきた業務運営の独立性にも配慮すること。
- (3) (独)国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性が確保されるよう組織や人事の在り方を構築すること。
- (4) 直接に消費生活相談に対応する機会を十分に確保するとともに、受講者の希望に沿った研修機会の確保、研修内容の充実など、消費者支援・地方支援業務を充実・強化すること。
- (5) 消費者庁と(独)国民生活センターの機能及び業務の重複については、引き続き検討すること。

3. (独) 国民生活センターの在り方に関する選択肢

現在進められている独立行政法人改革における制度・組織の見直しにより、現行制度の独立行政法人は廃止される見通しとなっている。このため、現在ある独立行政法人は、独立行政法人改革により創設される新たな法人制度(以下、単に「新たな法人制度」と言う。)に移行するか、民間法人化するか、廃止するか、あるいは国に移行するかの判断が求められている。

こうした状況下にあつて、消費者行政全体の強化のためには、(独) 国民生活センターの在り方に関する基本的な選択肢として、新たな法人制度への移行、国への移行、いわゆる「政府から独立した法人」への移行が考えられる。

○新たな法人制度への移行

新たな法人制度への移行については、その特性(国の関与の強化、法人の裁量権の弱体化、廃止を含めた法人の必要性の定期的な検証、自己収入の目標不達成の場合の交付金の削減措置など)から、消費者問題の中核的实施機関である(独) 国民生活センターの各機能を維持・充実させていくためには大きな疑念がある。さらに、移行に当たっては、消費者庁や他法人との重複の整理が強く求められ、また事業の廃止・縮小、民営化や他法人との統合の観点からの見直しが行われることにより、機能が欠落することが懸念され、各機能の一体性を確保することも困難になる可能性がある。この結果として、地方消費者行政の基盤を損ないかねない。

○国への移行

消費者行政全体の強化を図る観点から、(独) 国民生活センターの機能を安定的に強化しつつ、効率化を図り、より高度な行政サービスの提供を実現していくためには、(独) 国民生活センターの各機能を、国へ移行することが現実的と考えられる。

国への移行先としては消費者庁、消費者委員会、内閣府本府、また、その組織形態については「内部部局」や「施設等機関」、「特別の機関」など、様々な選択肢を取りうる。ただし、それぞれ具体化に当たっての課題が想定される。

例えば、あっせんについては、法執行権限との関係を整理するとともに、裁判外紛争解決手続（ADR）については、現状と同様に有識者により構成される第三者機関にその機能を担わせるなど、中立性・公正性の確保に配慮すべきである。

また、（独）国民生活センターの在り方の見直しに当たっては、消費者行政全体の機能強化の観点から、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第三項の趣旨も勘案し、消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方を含めて検討する必要がある。

このように、具体的な機能の国への移行の在り方については、議論を尽くすべき論点がある。

○いわゆる「政府から独立した法人」への移行

新たな法人制度とは別の「政府から独立した法人」として位置付けるべきという意見もあった。

この意見の中で考えられている法人は、「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの」である。

上記については、更に検討を深める余地がある。

4. 試行

試行の実施状況については、その報告を踏まえると、①情報分析・提供業務、②消費者政策検討会議の開催、③人事交流・研修の各分野において、概ね一定の成果を挙げているものと評価できる。

ただし、今回検証の対象とした期間は、約二ヶ月間という短いものであり、試行の実施状況・成果については、今後引き続き検証・評価する必要がある。

5. 結論

上記のとおり、消費者行政全体の強化のため、(独)国民生活センターの各機能を、新たな法人制度ではなく国へ移行することが現実的と考えられる。

これにより(独)国民生活センターの機能を国の中で安定的に強化しつつ、効率化を図り、より高度な行政サービスの提供を実現していくことが可能となる。

また、いわゆる「政府から独立した法人」との考え方についても、選択肢の一つとして留意すべきである。

以上を踏まえ、政府は、本取りまとめ以降、附則三項の趣旨も勘案しつつ、別途検討の場を設けて引き続き議論し、来夏までに、消費者庁、消費者委員会、(独)国民生活センターその他の消費者行政に係る体制の在り方について結論を得るよう努めるべきである。

国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議委員名簿

《主宰者》

後藤 齋 内閣府副大臣

《委員》

足立 敏 京都府消費生活安全センター長

阿南 久 全国消費者団体連絡会事務局長

国府 泰道 弁護士

佐野 真理子 主婦連合会事務局長

長田 三紀 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長

中山 弘子 新宿区長

野村 豊弘 学習院大学法学部教授

花井 泰子 適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク理事、岐阜市相談員

向殿 政男 明治大学理工学部教授

室町 正志 社団法人日本経済団体連合会企業行動委員会 消費者政策部会長

《オブザーバー》

山口 広 消費者委員会委員

(敬称略 五十音順)